

## 貴金属等の訪問買取を行う事業者様へ

消費者庁では、この度、消費者利益の保護の観点から、「貴金属等の訪問買取に関する留意点」を公表したので、事業者の皆様におかれましては、下記消費者庁のホームページをご参照の上、同趣旨をご理解いただき、適正な業務の推進をお願い申し上げます。

**消費者庁ホームページ**

<http://www.caa.go.jp>



群馬県警察本部生活安全部

生活安全企画課許認可第一係

027 - 243 - 0110 内線3043